

変更届提出書類一覧（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）

■届出について

- 届出の期限は変更日から10日以内となっています。
- 届出方法が来庁のものについては、必ず事前に電話で日時をご予約のうえ、持参してください。**
- 届出方法が郵送となっているものについては、返信用封筒に必要料金分の切手を貼って、返送先住所・宛名を明記した上で同封してください。受領証と変更届出書の写しの返送には、提出から1～2ヶ月程度時間を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。返信用封筒の添付が無い場合は、受領証と変更届出書の写しは返送できません。

当該事業所が「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与」と「特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売」の指定を併せて受け、一体的に運営がなされているときは、通常、当該変更届のほか「特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売」の変更届も併せて必要となります。

■提出書類及び届出方法（以下のとおり）

- 来庁と郵送の二つの変更届が必要となる場合は、来庁して一括で届出してください（連絡票と返信用封筒の提出は不要）。
- 内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、**事業所単位での届出となります。**例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所があり、それぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
事業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> 変更届出書（様式第5号） 指定に係る記載事項（付表12） 運営規程 <p>*事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になりますので、事前（移転前）にご相談ください。</p> <p>①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合</p> <p>②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合</p>	来 庁	<p>別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。</p> <p>事業所番号が変更になる場合は事前にご相談ください。</p>
事業所の所在地（移転）	<ul style="list-style-type: none"> 変更届出書（様式第5号） 指定に係る記載事項（付表12） 運営規程 事業所の平面図 ※ 事業所内外の写真（カラーに限る） 賃貸借契約書等の写し（法人所有の建物でない場合） <u>建物の登記に関する全部事項証明書の写し（法人所有の建物の場合）</u> <p>※介護福祉施設等の一面に事務所を設置する場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。</p> <p>*同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を移転した場合は事業所番号が変更になりますので、事前（移転前）にご相談ください。</p>	来 庁	<p>市町村を越える移転の場合は、廃止後、移転先の市町村で新規指定申請となりますので、必ず事前（移転前）にご相談ください。</p> <p>移転先に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合、当該指定事業所の専用区画等の変更が必要になる場合があります。</p>
事業所の電話・FAX番号	<ul style="list-style-type: none"> <u>変更届連絡票、返信用封筒（欄外★参照）</u> 変更届出書（様式第5号） 	郵 送	変更届出書に変更前・変更後の電話番号等を記載してください。
事業所のメールアドレス	<p>当課のメールアドレス（fshidou@city.hirakata.osaka.jp）宛てに、</p> <p>①事業所番号、②事業所名、③サービス種別、④変更したメールアドレスを報告してください。</p>	メール	

★当課から返送する書類は、変更届1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。

次ページへ続く

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
専用区画等の変更	<ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、返信用封筒（欄外★参照） 変更届出書（様式第5号） 事業所の平面図 ※ 事業所内外の写真（カラーに限る）（変更部分のみ） <p>※介護福祉施設等の建物の一面に事務所を設置している場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。</p>	郵送	同一所在地に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合は当該事業所の届出が必要になる場合があります。
管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、返信用封筒（欄外★参照） 変更届出書（様式第5号） 指定に係る記載事項（付表12） 管理者が専門相談員と兼務する場合は資格を証する書類の写し（未提出の者のみ） <p>*婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、返信用封筒（欄外★参照） 変更届出書（様式第5号） 指定に係る記載事項（付表12） 	郵送	
運営規程	<p>①営業日・営業時間 ②サービス提供日・時間 ③通常の事業の実施地域 ④<u>取扱う福祉用具の種目 ※1</u></p> <p>①～④の変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、返信用封筒（欄外★参照） 変更届出書（様式第5号） 指定に係る記載事項（付表12） 運営規程 <p>⑤利用料金（実施地域以外の交通費）、上記以外の変更の場合 ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、返信用封筒（欄外★参照） 変更届出書（様式第5号） 運営規程 	郵送	<p>※1:商品の追加や価格改定があった場合でも、その度の届出は不要です。事業所にて運営規程と料金表を変更しておいてください。</p> <p>※2:専門相談員等の人数に変更があった場合でも、その度の届出は不要ですが、事業所内で運営規程の整備をお願いします。また、本市ホームページに運営規程のモデル様式を掲載していますが、制度改正等によりモデル様式を改定する場合がありますので、適宜ホームページの確認をお願いします（指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。）。</p> <p>【人員基準 抜粋】 専門相談員は常勤換算方法で2以上必要です。</p>
福祉用具の保管・消毒方法	<p>【委託により保管・消毒を行う場合】</p> <p>*委託先を変更・追加等した場合は届出が必要です。それに伴い取扱う福祉用具の種目の変更等があれば、運営規程の変更が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、返信用封筒（欄外★参照） 変更届出書（様式第5号） 運営規程 委託契約書の写し <p>*委託先の会社名称の変更については届出不要です。</p>	郵送	自社で行っていたものを委託に変更する場合は、運営規程の変更が必要となります。
	<p>【自社により保管・消毒を行う場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更届出書（様式第5号） 運営規程 平面図及び写真 事業所の設備の概要（参考様式5-1） 標準作業書 	郵送	委託で行っていたものを自社に変更する場合は、運営規程の変更が必要となります。

★当課から返送する書類は、変更届1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。

◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、**法人単位での届出となります**。同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなします（**事業所一覧の添付必須**）。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点			
法人の名称 法人所在地	<ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、返信用封筒（欄外★参照） 変更届出書（様式第5号）※1 履歴事項全部証明書の写し ※2 事業所一覧（参考様式 11-1）※3 <p>※1:法人の名称変更の場合は、ふりがなを必ず併記してください。</p> <p>* 移転に際し、法人の電話、FAXが変更になる場合は、変更届出書（様式第5号）に記載してください。</p> <p>* 業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きも必要です（届出先は枚方市とは限りません。詳細は次ページをご覧ください）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>吸収合併、事業譲渡等により事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合は新たに指定申請が必要となるため、変更届では処理できません。運営法人が変更となる場合は、指定申請に係る受付スケジュールをご確認の上、必ず事前にご相談ください。</p> </div>	郵 送	<p>法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。</p> <p>※2:現在事項証明書不可</p> <p>※3:複数の事業所を一括して届出する場合は必ず添付してください。</p>			
法人代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	<p>介護保険法施行規則の改正により、法人役員の変更について、届出が不要（法人代表者のみ届出が必要）となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、返信用封筒（欄外★参照） 変更届出書（様式第5号）※1 履歴事項全部証明書の写し ※2 事業所一覧（参考様式 11-1）※3 <p>※1:以下の記載例のとおり記載してください。また、法人代表者氏名のふりがな及び生年月日は必ず記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変 更 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>（変更前）</p> <p>5. 代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所等</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 <small>ひらかた たろう</small> 枚方 太郎 昭和○年○月○日生 郵便番号：○○○-○○○○ 住所：大阪府枚方市大垣内町二丁目○番○号</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>（変更後）</p> <p>5. 代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所等</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 <small>ひらかた はなこ</small> 枚方 花子 昭和△年△月△日生 郵便番号：○○○-○○○○ 住所：大阪府枚方市大垣内町二丁目△番△号</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>* 業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きも必要です（届出先は枚方市とは限りません。詳細は次ページをご覧ください）。</p>	変 更 の 内 容	<p>（変更前）</p> <p>5. 代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所等</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 <small>ひらかた たろう</small> 枚方 太郎 昭和○年○月○日生 郵便番号：○○○-○○○○ 住所：大阪府枚方市大垣内町二丁目○番○号</p>	<p>（変更後）</p> <p>5. 代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所等</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 <small>ひらかた はなこ</small> 枚方 花子 昭和△年△月△日生 郵便番号：○○○-○○○○ 住所：大阪府枚方市大垣内町二丁目△番△号</p>	郵 送	<p>※2:現在事項証明書不可</p> <p>※3:複数の事業所を一括して届出する場合は必ず添付してください。</p>
変 更 の 内 容						
<p>（変更前）</p> <p>5. 代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所等</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 <small>ひらかた たろう</small> 枚方 太郎 昭和○年○月○日生 郵便番号：○○○-○○○○ 住所：大阪府枚方市大垣内町二丁目○番○号</p>						
<p>（変更後）</p> <p>5. 代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所等</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 <small>ひらかた はなこ</small> 枚方 花子 昭和△年△月△日生 郵便番号：○○○-○○○○ 住所：大阪府枚方市大垣内町二丁目△番△号</p>						
法人の電話・FAX 番号	<ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、返信用封筒（欄外★参照） 変更届出書（様式第5号） 事業所一覧（参考様式 11-1）※1 <p>* 業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きも必要です（届出先は枚方市とは限りません。詳細は次ページをご覧ください）。</p>	郵 送	<p>変更届出書に変更前・変更後の電話番号・FAX 番号を記載してください。</p> <p>※1:複数の事業所を一括して届出する場合は必ず添付してください。</p>			

★当課から返送する書類は、変更届1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。

次ページへ続く

◆業務管理体制の届出事項などの変更に係る手続きのご案内

- 法人情報などの届出事項に変更があった場合は、業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きが必要です。
- 枚方市が届出先とは限りませんので、届出先の行政機関の区分は「1. 届出先について」を確認してください。

1. 届出先について

法人の介護サービス事業の事業展開地域により、次のとおり届出先の行政機関は異なります（**枚方市が届出先とは限りません**）。手続きの方法などは、届出先の行政機関に確認のうえ、手続きを行ってください。

区分	届出先など
① すべての事業所・施設が枚方市の区域にのみ所在する事業者 ※介護療養型医療施設の指定を受けている事業者の届出先については、指定を受けた自治体に確認してください。	枚方市 福祉指導監査課 電話：072-841-1468（直通） ※届出方法などは次の「2. 枚方市が届出先の場合の届出について」をご覧ください。
② すべての事業所・施設が大阪府内の2以上の市町村の区域に所在する事業者	大阪府 介護事業者課 電話：06-6941-0351（代表）
③ 事業所・施設が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県
④ 事業所・施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省 介護保険指導室 電話：03-5253-1111（代表）

2. 枚方市が届出先の場合の届出について（提出方法はすべて郵送です）

変更する事項	提出書類	留意点
① 法人の名称、所在地及び種別 ② 法人の電話及びFAX番号 ③ 法人代表者の氏名、住所、生年月日及び職名 ④ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日	・介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）（様式第13号）	
⑤ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 ※事業所・施設の数が20以上の事業者のみ該当	・介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）（様式第13号） ・当該規程の概要（改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、規程全文を添付しても差し支えありません）	規程の字句の修正など体制に影響を及ぼさない軽微な変更の届け出は不要です。
⑥ 業務執行の状況の監査の方法の概要 ※事業所・施設の数が100以上の事業者のみ該当	・介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）（様式第13号） ・当該監査方法の概要（監査に係る規程を作成している場合は、規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合は、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを添付してください）	規程の字句の修正など体制に影響を及ぼさない軽微な変更の届け出は不要です。
⑦ 事業所名称及び所在地等 ※事業所・施設の合計数が(1)1以上20未満(2)20以上100未満(3)100以上のいずれかの区分から他の2つの区分のいずれかに変更になる場合のみ	・介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）（様式第13号） ・別紙 事業所名称及び所在地等一覧（届出事項の変更に用）	変更内容によっては、⑤や⑥の変更も伴います。
⑧ 届出先の行政機関の変更 ※事業所・施設の新設や廃止により届出先の行政機関が変更になる場合のみ	・介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項（区分の変更）の規定に基づく業務管理体制に係る届出書（様式第12号） ・別紙 事業所名称及び所在地等一覧（変更後の届出先が枚方市である場合のみ添付してください）	・届出先の行政機関は「1. 届出先について」の表をご覧ください。 ・変更前と変更後のそれぞれの行政機関に届出が必要です。

*業務管理体制の枚方市への届出様式などについては、枚方市ホームページに掲載しています。

枚方市ホームページの「ページ番号検索」で「32603」と検索してください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/>

32603

表示

